

鹿嶋市特別職報酬等審議会 会議録

(第4回)

日 時 : 令和6年7月3日(水)
午後1時56分から午後3時01分まで

場 所 : 鹿嶋市役所 3階 会議室301

《 目 次 》

会議次第 . . . 1

会議録 . . . 2

鹿嶋市特別職報酬等審議会 次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 審 議
 - (1) 第3回審議会の議事録(案)について
 - (2) 特別職の報酬等について
 - (3) その他
- 4 閉 会

< 会議録 >

○ 開会 (進行：事務局)

《事務局から欠席委員数を報告》

○ 会長あいさつ

改めまして、こんにちは。本日はお忙しい中、第4回鹿嶋市特別職報酬等審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

昨年12月に市長から諮問を受け、この半年間で3回の会議を開催し、市における特別職の報酬等の額について、委員の皆さんに活発な御意見をいただき、審議会として慎重な審議を重ねてきたところであります。

先の第3回審議会において、概ね審議会としての方向性は見出せたものと考えております。今回はこれまでの議論を踏まえ、審議会としての意見を具体的に答申書にどう反映していくか、審議会としての答申書の成案を整理できるよう、皆さんの御協力をいただきながら、会議を進めて参りたいと思っております。

会議の進行に際し、委員各位の御協力をお願いし、簡単ではありますが、冒頭の挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 審議 (会長)

それでは、規定に基づきまして、これより会議の進行を務めさせていただきます。ただいまから、第4回鹿嶋市特別職報酬等審議会を開催します。先程も申し上げましたが、委員各位の御協力をいただきながら円滑な議事進行を行っていきたい、そのように考えております。よろしくお願ひします。

本日の出席者は、先程、事務局より報告がありましたが、委員10名中9名が出席しておりますので、鹿嶋市特別職報酬等審議会規則第5条第3項の規定により、会議が成立しています。

さっそく会議に入らせていただきます。

はじめに、第3回審議会の議事録案についてであります。事前に各委員に議事録案について確認をお願いしているところです。各委員より、事務局に訂正、あるいは修正等の連絡はありましたか。

(事務局)

《事前に委員各位へ郵送し、本日までに事務局へ修正等の連絡が無かった旨を報告》

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが、特段の修正は無いということです。第3回鹿嶋市特別職報酬等審議会の議事録（案）につきましては、議事録として確定することに御異議ございませんか。

(各委員)

《複数の委員より「異議なし」の発声あり》

(会長)

異議なしと認め、第3回審議会の議事録につきましては、案のとおり確定することといたします。

続いて、前回に引き続き、特別職の報酬等について審議してまいります。

前回の会議においては、答申に向けた方向性を整理したところであります。少しでも上げるべきという意見もありましたが、市の財政状況等を背景とした市民感情を鑑み、現状維持とする意見が大勢を占めた状況でございました。

そうした内容を踏まえ、事務局にて具体的に答申案として整理をしていただきましたので、はじめに、その答申案について説明をお願いします。

併せて、前回の会議において議論のひとつにありました、市の世帯収入の状況に係る統計データも事務局から補足資料として示されておりますので、その資料の説明もお願いします。

(事務局)

《補足資料に沿って説明》

《資料：鹿嶋市特別職報酬等審議会答申書（案）に沿って説明》

(会長)

ただいまの説明に対し、確認したい事項あるいは質問等がありましたらお願いしたいと思います。

本日は第4回目の審議会でございますので、今回で審議会としての答申内容について結論に達し、答申書として整理したうえで市長に答申できるよう進めてまいりたいと考えております。

ですから、多少なりとも疑問点等がありましたら、各委員の忌憚のない意見交換をし、それら意見を擦り合わせながら審議会としての答申書の成案としてまいりたいと考えております。

何かございましたら御意見等をお願いします。

(A委員)

前回までの中で、意見として、「市の財政状況から報酬等の額の見直しは今ではないとは思いますが、市の財政を立て直している途中にあつて、財政調整基金を今年度は切り崩さないでやっていくとの方針を示し予算編成をされ、それに関して、もしそれができたのであれば、一定の条件を付けて報酬等の額を引き上げるという案もあるのではないか」と私から申し上げ、他の何名の方にも同様な意見があつたかと思ひます。

そうした意見もあつた中で、「据え置き」としてこのような意見にまとめられたというところの経緯を教えていただければと思ひます。

(会長)

先ずは事務局の方で回答を。

(事務局)

答申案の中でのまとめ方として、「一定の条件を付けて報酬等の額を引き上げるという案もあるのではないか」という御意見につきましては、付帯意見の中の「今後は定期的に審議会を開いて議論をしていくべき」という部分に含める形で整理させていただいた意図でございます。

(会長)

事務局から回答いただきましたが、額を見直すという事に関しては、その時々的一般職の職員の給与等の状況等を含め、社会的情勢等をしっかりと踏まえて特別職の報酬の在り方について議論しなければならない。そのために色々な視点で議論するこの審議会を定期的開催し、引き上げるのが適切か否かをしっかりと判断してもらいたいという考え方を付帯意見の中で整理したということだと思ひます。その辺りの表現といひますか整理の仕方について、委員の皆さんはいかがでしょうか。

(A委員)

申し訳ございません。今の説明ではよく理解できなかったのですが、どういった意味でしょうか。

(会長)

事務局にて答申案の原案を作成するに当たり、若干、私も意見の擦り合わせをさせてもらったところであります。

この間、この報酬等審議会を開催してこなかったというのは、色々な意味で特別職の報酬の有り方のベースとなるものを放棄してしまったということになると思ひます。

一般職の職員の給与については、情勢適応という基本的な考え方の下、人事院勧告という制度があり、その勧告を踏まえ引き上げ・引き下げが行われてきています。一方、

特別職の場合は、その人事院勧告に匹敵するような制度上の決まりはありません。ですから、この特別職報酬等審議会において、その特別職の報酬の有り方について定期的、定期的というのは4～5年に1回程度かと思いますが、そうした4～5年のスパンで確認・検討していくこと、その時々を経済情勢や社会的な賃金の動向等を踏まえながら特別職の報酬の有り方について検討・配慮していくことが必要ではないか。答申書の中にそういった記述も必要なのかもしれませんが。

事務局作成の答申案の中では、付帯意見の「定期的に開催すべき」という部分に、これら背景的な部分や意図を相当に含めて整理しているように思いますので、その辺りはもう少しA委員の御意見を踏まえ、具体的に分かりやすく表現すべきかと思います。

(会長)

そのほか、何かありますでしょうか。

(B委員)

まず、補足資料の内容ですが、分かってはいたものの、あらためて数値を見させていただき、最低賃金が上がっている中で、茨城県や全国との比較で300万円未満の世帯割合が鹿嶋市だけ増えている傾向はショックでありました。市民の皆さんの所得が上がらないと、市税として市に入っていないことになりますから、その部分については、市長もよく仰っておられたと思います。データをお示しいただきありがとうございました。

次に、基本的な質問なのですが、今回の審議会を「開催して欲しい」という発議は市議会からあったものと認識しておりますが、この答申を審議会として出すことで、今後どのように影響があるのか、その辺りを教えていただければと思います。

例えば、市議会において特別職の報酬の審議を次期議会でやろうとしているのか、そこに審議会の答申がどう反映されるのか、単に「答申を受けた」で終わってしまうものなのか、また、今後の審議会の定期開催についても、市議会の中で定例化するようになるのか、あくまで意見として受け止められるだけなのか、その辺りについて、今回の審議会の答申の位置付けといいますか、今後どうなっていくのかという部分を知っておきたいと思います。

(事務局)

審議会としての答申につきましては、答申書として整理され次第、審議会から市長へ答申することになります。その上で、今回の審議会開催に至った経緯を踏まえますと、市長から市議会にも、その答申内容については提供されることになるかと思います。

その上で、市長それから市議会において、審議会の答申をどのように受け止め、そしてどう取り扱うかにつきましては、それぞれの判断になってくるものと考えております。

(会長)

審議会として半年以上4回の会議にわたって議論をし、今日、概ね答申の成案を整理しているところですが、基本的に審議会、そして委員各位の考え方としては、きちんとこの答申書を市長、それから議会においても熟慮の上、答申の内容に沿っていただきたい思いであります。

私は会長として市長に対し、答申書をお渡しする際には、この答申内容は委員各位の総意であると、しっかり受け止めて内容に沿った考えで進めていただきたいと、そのぐらゐの説明をしっかり申し上げるつもりでございます。

一方で、色々な部分で不確定要素は多々あり、社会経済情勢が大きく変わるなど将来的なところは分からない部分はございますし、そうなれば当然に今と状況は異なることから、市政のトップとして、市長が議会と調整しながら判断すべきであるものと思います。

この間、市の置かれた状況を前提として、市の財政が大変厳しい内容等を委員各位に資料として見ていただき、それぞれの意見を出し合いながら、審議会としてこのような方向にまとまったという趣旨は、きちんと特別職の皆さんには踏まえていただきたいし、尊重していただきたいと思っています。

そのような内容でよろしいでしょうか。

(A委員)

「判断」というのはどういったものなのでしょう。審議会の答申を受けて市長と議会が協議をするのか否かですが、その「判断」というのは、答申内容を踏まえて「この内容でいこう」とか、「いや、答申はこうだけど上げよう」又は「下げよう」などの判断もあり得るということなのでしょう。その「判断」というのは、どこで判断されるのか、誰と誰が判断するのか、答申を受けた市長だけが判断するのでしょうか。

(事務局)

今の状況として、市議会においても特別委員会というものを設置し、議員報酬等についての議論をしていると聞いております。

市長としては、この審議会に諮問をし、今こうして議論をしていただいておりますが、市議会においても並行して議論をしている経過がございます。

この審議会の答申の内容と、市議会での議論の方向性が同じなのかどうかは直接知り得るところではございませんが、特別委員会において議論をしている議員の皆さんも、この審議会の結果というのは、当然に尊重されるべきものとして捉えているものと認識しております。

そのような中で、この審議会において答申内容が固まった後には、会長から市長へその内容が答申されます。その答申は厳密に申しますと法的拘束力はございませんが、実際には、やはり市民の目線で市民の声として整理していただいたものでございますし、

先程会長からありましたとおり、特別職の報酬等の額は制度上の決まりがあつて上げたり下げたりするものではなく、やはり市民の考えを聴いたうえで上げたり下げたりすることが適切であるとされておりますので、この審議会の答申を踏まえ、市長はその内容を尊重していくことになるものと思っております。

また、今回の審議会の開催に関しては、市議会から市長に対し要請があり、市長が諮問を行つてこの審議会が設置された経過もございますので、当然に市長も市議会に対し答申内容を共有し、市議会においては、その内容を特別委員会における審議のひとつの材料として、議論が進むのではないかと考えているところでございます。

(A委員)

議会においても特別委員会が設置され、議論されていて、そこに我々の答申が参考的な情報或いは審議課題として届きますよということなのですね。理解いたしました。

(B委員)

先程、第1回の資料の中で過去の特別職の報酬の推移を確認しておりましたが、やはり審議会において審議された後にしか、市長や副市長、教育長の給料額は見直されてない状況です。その点においては、やはりこの審議会の意見が尊重されるということなのではと思っておりますが、審議会の答申がなければ報酬等の額は見直されないという認識でよろしいのでしょうか。

(事務局)

過去の特別職の報酬等の額の改定に当たっては、委員御指摘のとおり審議会を経て改定に至っているものと認識しております。

前回の改定時においては、その時の情勢等に応じて審議会において「引き上げるべき」という答申があり、市民の声であるその答申に則つて、結果として引き上げ改定に至っております。

逆に審議会の答申として「引き上げるべき」という答申をしても、市長の判断として「そうは言っても上げるべきではない」という政治的判断もあるかと思ひます。過去にそういった事例があつたのか否かについては、記録を遡るにも限界はございますので不明瞭な部分はございますが、第1回の資料にて示させていただいた過去の改定経過の範囲内では「引き上げるべき」との答申でございましたので、この間、その答申に則つて改定してきたものでございます。

今回の審議会の答申案は「据え置き」ということでございますので、当然その答申に対して市長も尊重した形になるものと思っております。ただ、私がこの場でそう申し上げても、最終的な判断は市長となりますので、事務局の立場としましては、答申に法的拘束力は無いものの、審議会から頂戴する答申に関しては当然に尊重されるものであろうと考えております。

(会長)

そのとおりかと思えます。私が知り得る事例として、審議会を開催する前段の話であるが、鹿嶋市の特別職の報酬等の額が県内でも最低水準であった時代に、周囲から「審議会を開いて引き上げるべき」との意見があったものの、時の市長は「自分の政治生命として断固引き上げはしない」と判断した事例があります。

いずれにしても、この特別職報酬等審議会の答申を尊重せずに舵取りをするというのは、私の記憶の中には一例もございません。

当然のこと特別職報酬等審議会の答申内容については、何度も申し上げますが尊重されるべきものでありますし、歴代の首長もそのようにしてきたということでもあります。そうした捉え方でよろしいでしょうか。

(事務局)

よろしいかと思えます。これまでの経過を踏まえると、例えば、市長の中で「特別職の報酬等の額を引き上げるべき」という判断について、今後、景気が回復したとか、市の財政が安定したとか、そういった時に市長が上げても良いだろうということで、この審議会を経ずして自ら引き上げを行うとは考えにくいと思っております。

一定の財政的な条件をクリアした際には引き上げて良いのではという考え方もございますが、そうした時期が来れば、それでもまず初めにこうした審議会を改めて設置し、そこでの議論を経た答申を待つことになるのではないかと考えております。

(B委員)

ありがとうございます。

(会長)

その他、何かございますか。

(C委員)

些細なところかと思えますが、答申書案の表現で私が違和感があったところがあります。答申書案の4頁中段「社会情勢においても賃上げの流れがある中、～」の段落中、「引き上げについては、到底受け入れられるものではなく」という部分がございますが、この部分だけ少し引っかかるところでございまして、少し言い方が強いのかなと思えます。

そもそもの諮問と言いますかスタートが「引き上げて良いか」というものに対しての答申ではございませんので、「引き上げを受け入れられるものではなく」という内容はそぐわないのではないかと思います。「引き上げ・引き下げを含め、この報酬等の額についてどう考えますか」という市長からの諮問に対しての審議会であって、それに対する答申なのかなと思っております。

代案としては、「報酬額の引き上げについては」のところを「報酬額の引き上げを検討すべき時期ではなく」とか「検討すべき時期としては尚早」のような感じの方がよろしいかと思います。

今回の審議会の設置された入口が「引き上げたいので、審議会の委員の皆さんはどう考えますか」というものであれば、「受け入れられない」という表現でもよろしいかなと思いますが、私の認識として「受け入れるかどうか」という入口ではなかったと捉えておりますので、そこは少しニュアンスを変えた方が良いと思います。

(A委員)

そうですね。私もそのように思います。上げることも下げることもあつての議論のスタートですからね。

(C委員)

付帯意見のところでも「現行より引き下げるべき」との意見も出たとありますし、入口が引き上げること前提としたものではなかったと思いますので、表現を変える形でよろしいかと思います。

(会長)

今のC委員からありました部分については、その意見の趣旨に沿ってニュアンスをもう少し検討し、整理させたいと思います。事務局で再整理をした後、私が確認いたしますが、それでよろしいでしょうか。

(C委員)

お願いいたします。

(事務局)

その部分については、最終稿の整理の段階で修正したいと思います。

(A委員)

会長から先程、付帯意見の中にこういうことを入れるべきじゃないかという御意見があったと思うのですが、そこに関してはいかがですか。

(会長)

その部分についても、整理して入れた方がきちんと伝わると思います。A委員からあった意見を踏まえて、もう少しその趣旨に沿った整理をしていきましょう。その整理は事務局に整理させますが、その最終的な確認については私に一任いただけますでしょうか。

(A委員)

結構でございます。よろしく申し上げます。

(事務局)

その部分についても、ご意見の趣旨に沿って、少し付帯意見に肉付けをしながら再整理させていただきたいと思えます。

(会長)

少し話が脇にそれますが、市長に答申する際には、審議会を代表して私からきちんと趣旨を説明させていただきませんが、委員の皆さんの中で同席したいという方はいらっしゃいますでしょうか。私だけでも構いませんが、御意向があればと思ひまして。

(A委員)

同席させていただければと思ひます。

(会長)

では、私とA委員で市長に答申をすることでよろしいでしょうか。

(各委員)

《複数の委員より「異議なし」との発声あり》

(会長)

答申の際の出席委員の人数の制限はありますか。

(事務局)

特にございません。応接室で市長に答申を予定しておりますので、全員同席いただいても差し支えございません。

(A委員)

皆で出席してもよろしいのでは。

(B委員)

いつを予定しておりますか。

(事務局)

7月26日(金)10時からを想定しております。同席につきましては、後日、事務局にて各委員の皆さんに出欠を確認させていただければと思ひます。

(会長)

では、答申の日程等につきましては、そのようにお願いいたします。

(会長)

その他、何か意見等はございますか。

答申書の内容だけではなく、これまでの第1回から3回までの審議会を踏まえた内容でもよろしいかと思えます。この部分は確認しておきたい等があればお願いします。

(A委員)

概ね答申としては固まりつつありますが、今回の審議会は、この間20年以上開催されてない中で、世の中の流れもあり「引き上げ」という選択もある中で開催に至り、何度も色々な意見を繰り返しながら進めてきて、引き上げてあげたいという思いは結構ありましたが、やはり足元の財政が厳しいから、やっぱり無理だよ、据え置きだよ、というような、苦渋の決断といたしますか、そういった感じを持っております。

そうした、20年以上ぶりに開催して、特別職の報酬等額を引き上げたいが、このような答申となる中で、この付帯意見のところで、何かこれで終わりとしていいのかなという思いが少しあります。20年以上ぶりに開催して出した答申内容が「据え置き」で少し消化不良な部分があるとすれば、その続きとして市の財政状況を確認しながら、また来年に開催するとか、そういった続きがあっても良いのではないのでしょうか。答申の内容から言うと、20年以上ぶりのこの審議会がまだ終わっていないのではないかと気がしています。

とすると、もう一年継続して来年にやるとか、今年度の決算まで全て確認してから再来年やることだけは決定しておくとか、そういうのがあってもいいのではないかと思います。なんとなく皆さん消化不良ではないのでしょうか。

(B委員)

市の目指していく方向性として、財政調整基金を取り崩さずに予算を編成していこうというのは、当初の予定として向こう3年間という予定でしたでしょうか。

(A委員)

財政調整基金をあと10億円貯めるという目標年度が令和8年までと説明があったかと思えます。それが3年間ということでしょうか。

(B委員)

そうすると、その3年間が終わる頃には再度、特別職の報酬等について考えることができるのではないのでしょうか。

(A委員)

その考え方もありかと思えます。

(会長)

たしか、令和5年度、6年度、7年度の3ヶ年で財政的な健全化にある程度見通しを立てていきたいとのことだったと思えます。

とすると、少なくとも令和7年度の決算の状況なりが、ある程度はつきりしないと、次期審議会の開催は厳しいのではないかと感じておりました。令和7年度決算の状況が認定されるのは9月議会ですので、一番早くて令和8年度の下半期になるかと思えますので、4～5年のうちの定期開催ということ saying it was probably appropriate to think about it while considering it.

(D委員)

具体的に時期を明記するとだいぶ違うと思えます。「定期的に開催される必要がある」というよりは、次の時期が具体的に入ってくると気持ち的にも大分違うのではないでしょうか。

(A委員)

特別職の皆さんが「次まで頑張ろう」と思っていただけかもしれないですね。

(D委員)

そうすることで、私たちの「苦渋の決断」というところも伝わる気もします。

(B委員)

そうしましたら、付帯意見の中に、今後は大体いつぐらいに開催が好ましいとか、このぐらいの時期が妥当であるなど、そうした表現を入れてもよろしいかと思えます。20年以上も開催していなかったことに触れているのに、その後どうするのかということが少し弱い気がします。

(会長)

「定期的に」という表現を「4～5年に一度」など具体的に明記しても良いのかと思えますがいかがでしょうか。ただし、その際に次期審議会時には「上げるべき」と言い切ってしまうのは、その時々状況に応じて審議すべきものであると思えますので、好ましくないとは思えます。

(A委員)

「4～5年に一度」或いは「5年に一度」というのは、何故、5年に一度なのだろう

という部分が出てくると思います。

5年というのは何々が見えてくるであろう、或いは何々計画が5ヶ年計画として回っているからなど、こうした理由で5年に一度というように記載しないと、適当に期間を設定して答申するわけではないので、そういった表現は必要だと思います。次回以降の審議会の方々が見た時に、何故5年に一度なのだろうと、分からなくなってしまうことは良くないのではないかと思います。

(会長)

財政再建の話や少子高齢化社会の進展等の様々な情勢がある中で、今は財政再建のことを中心に考える必要があるとして4～5年程度でよろしいかと思いますが、そういった情勢の変化に伴って定期的を開催すべきとか、そういった文言での整理でよろしいのではないのでしょうか。

(B委員)

せっかくでしたら、最後の「しかるべき時期」というのを、ある程度その「しかるべき時期」というのを示しておいた方が付帯意見としてはいいのかなと思います。

「しかるべき」という表現はあまり好ましくないと思いますので、今の段階で「次」を示すということがあってもいいのではないのでしょうか。

(会長)

「しかるべき時期」というのは、財政的な積立金の問題、財政健全化のある程度の見通しが立つ令和8年度以降の早い時期にという表現で。また、「定期的」という部分の4～5年という期間の部分については、現状の中で財政健全化に向けて4～5年の中できちんと見通しを立てていくという面において、その結果が出る4～5年度に開催すべきだというような意見が大勢を占めた。そういった表現でもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

(A委員)

よろしいかと思います。

(会長)

その他、答申の中にこれだけは入れておいていただきたい等の意見はございますか。何点か意見をいただいている部分につきましては、私の方で事務局と調整し、責任を持って対応させていただきたいと思っております。

概ね答申書としては整理されてきておりますが、本日で審議会としての会議は終了となるかと思っておりますので、これだけは確認しておきたいとか、答申書に関わらず何でも結構です。何かあればお願いします。

(各委員)

《発言する委員なし》

(会長)

他に御意見等ないようですので、本日これまでに出了内容について、事務局と私の方で整理をし、成案について一度皆さんに流し、26日に市長に答申できるよう進めてまいりたいと思います。答申の際は、先程ありましたように、各委員におかれましても直接市長にお伝えしたい方がいらっしゃれば、同席していただくということでもよろしいかと思ひます。

それでは、今お伝えした内容で答申書の最終案を作成し、委員の皆さんに送付し、内容を確認いただき何かあれば速やかに御意見いただきまして、調整の上、最終的に市長に答申していくという流れで考えておりますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

《複数の委員より「異議なし」との発声あり》

(会長)

皆さんに御了承いただきましたので、そのような流れでやらせていただきたいと思ひます。

それでは最後に、先程のスケジュール等のほか事務局から何かあればお願いします。

(事務局)

《答申までのスケジュールの再確認》

《議事録等の公開についての説明》

(会長)

冒頭の繰り返しになりますが、昨年の12月に市長から諮問を受け、本日まで4回の会議にわたり、委員各位におかれましては慎重な御審議をいただきました。概ね、その答申書の内容については、本日をもって方向性を確認したところであります。この間、本当に委員の皆さんに御協力を賜り、ありがとうございました。

また、26日に市長に対し、本日までの会議の趣旨も踏まえ、委員の皆さんの意見についても補足をしながら答申をしてまいりたいと考えております。

本当に4回にわたりまして御協力いただき、大変ありがとうございました。

(事務局)

《審議に対する御礼》

○ 閉会

(会長)

それでは、以上をもちまして第4回鹿嶋市特別職報酬等審議会を終了します。大変お疲れ様でございました。